

設計担当課名	こども青少年局 放課後児童育成課
--------	------------------

令和2年度放課後児童育成事業  
人材育成研修委託設計図書

(金額入り・金額抜き)

# 設 計 書

1 委 託 名	令和2年度 放課後児童育成事業人材育成研修委託
2 履 行 場 所	こども青少年局放課後児童育成課外
3 履 行 期 間	令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
4 契 約 区 分	<input type="checkbox"/> 確定契約 <input checked="" type="checkbox"/> 概算契約
5 委 託 業 務 概 要	別添「放課後児童育成事業人材育成研修委託契約仕様書」参照
6 分 割 払	<input checked="" type="checkbox"/> する ( 4回以内 ) <input type="checkbox"/> しない

### 部分払の基準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
放課後児童育成事業人材育成研修	4～6月	(1)	式		
	7～9月	(1)	式		
	10～12月	(1)	式		
	1～3月	(1)	式		
消費税 (10%)					

- \* 単価及び金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額
- \* 概算数量の場合は、数量及び金額を (    ) で囲む。

委託代金額    ¥ \_\_\_\_\_

内訳 業務価格    ¥ \_\_\_\_\_

消費税及び地方消費税相当額    ¥ \_\_\_\_\_

内訳書

名 称	時間	定員(人)	単価(円)			合計(円)	摘要
			講師謝金(円)	会場費(円)	その他諸経費(円)		
放課後児童育成事業人材育成研修							
<b>1 放課後児童育成事業共通研修</b>							
(1) 放課後事業の理念と児童理解							
児童健全育成論	2.0	200				0	同内容で全2回実施 (6～7月、2～3月)
児童健全育成論	2.0	200				0	
こどもの人権	2.0	150				0	
児童虐待の防止と対応	2.0	200				0	同内容で全2回実施 (9～12月の中で2回)
児童虐待の防止と対応	2.0	200				0	
児童発達理論(基礎編)	4.0	200				0	2日間連続講座
児童発達理論(応用編)	4.0	50				0	2日間連続講座
(2) 児童の安全							
児童の健康	2.0	200				0	夏期に起こりやすい症状
児童の健康	2.0	200				0	冬期に起こりやすい症状
事業所の衛生管理	2.0	200				0	
アレルギーへの対応	2.0	200				0	同内容で全2回実施 (6～7月、9～10月)
アレルギーへの対応	2.0	200				0	
心肺蘇生法	2.0	40				0	
心肺蘇生法	2.0	40				0	
心肺蘇生法	2.0	40				0	
心肺蘇生法	2.0	40				0	同内容で全7回実施 (5～6月は3回、9～10月、1～2月 は2回ずつ)
心肺蘇生法	2.0	40				0	
心肺蘇生法	2.0	40				0	
心肺蘇生法	2.0	40				0	
心肺蘇生法	2.0	40				0	
応急処置法	2.0	40				0	
応急処置法	2.0	40				0	
応急処置法	2.0	40				0	
応急処置法	2.0	40				0	同内容を全7回実施 (5～6月は3回、9～10月、1～2月 は2回ずつ)
応急処置法	2.0	40				0	
応急処置法	2.0	40				0	
防犯	2.0	150				0	
防災(風水害対策講話)	2.0	60					座学で風水害対策の講話
防災(地震対策講話)	2.0	60					座学で地震対策の講話
(3) 障害理解							
障害理解(発達障害編)	4.0	100				0	2日間連続講座 全2回実施 (9～12月の期間内に2回)
障害理解(発達障害編)	4.0	100				0	
障害理解(応用編)	4.0	50				0	
障害理解(応用編)	4.0	50				0	2日間連続講座 全3回実施 (9～12月の期間内に2回)
障害理解(応用編)	4.0	50				0	
(4) 児童との関わり							
子ども対応(個別・集団)援助技術	4.0	100				0	2日間連続講座
遊びの技術(室外編)	2.0	100				0	
遊びの技術(室内編)	2.0	100				0	
表現活動(音とリズム)	2.0	100				0	
表現活動(作品づくり)	2.0	100				0	
表現活動(子どもの社会的スキル)	2.0	100				0	
(5) 職員の健康管理							
職員のメンタルヘルス・セルフケア	2.0	80				0	
(6) 食の安全							
おやつ(栄養管理、衛生管理)	2.0	100				0	
小 計	100.0	4,160	0	0	0	0	
<b>2-1 放課後児童クラブ職員研修</b>							
対人関係・連携							
学校との関わり・連携	2.0	50				0	
小 計	2.0	50	0	0	0	0	
<b>2-2 放課後キッズクラブ職員研修</b>							
対人関係・連携							
保護者との関わり・連携	4.0	50					はまっ子ふれあいスクールチーフも対象 2日連続講座
学校・地域との関わり・連携	2.0	50					
小 計	6.0	100	0	0	0	0	
講座時間合計	108.0	4,310	0	0	0	0	
<b>3 その他諸経費</b>							
報告書作成業務	一式	0					
郵送料	一式	0					
事務的経費(人件費含む)	一式	0					
合計		0					
税抜総計		0					
税込(10%)総計		0					



# 仕 様 書

## 1 事業の目的

「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」（平成 27 年 5 月 21 日雇児発 0521 第 19 号）に基づき、本市「放課後児童健全育成事業（下記の放課後児童クラブ、放課後キッズクラブ、届出のみ事業所を言います。）」及び「はまっ子ふれあいスクール」が、各事業の目的を達成するために必要な資質を備えた人材を育成するため、人材育成研修を行います。

【参考】令和 2 年度（2020 年度）の事業所数（見込）

(1) 放課後児童クラブ	(2) 放課後キッズクラブ	(3) はまっ子ふれあいスクール	(4) 届出のみの事業所
228 か所	340 か所	5 か所	20 か所

## 2 委託業務名

放課後児童育成事業人材育成研修

## 3 履行期間

令和 2 年（2020 年）4 月 1 日から令和 3 年（2021 年）3 月 31 日まで

## 4 研修対象者

(1) 放課後児童育成事業共通研修（仕様書その 2 「1」）

放課後児童健全育成事業所、はまっ子ふれあいスクールに従事する職員

(2) 事業別研修（仕様書その 2 「2-1、2-2」）

放課後児童健全育成事業のうち、放課後児童クラブ、放課後キッズクラブに従事する職員のみを基本とする。ただし、備考に記載がある場合は、記載されている事業に従事する職員も対象とする。

## 5 履行場所

市内の公会堂または民間の貸会議室等

(1) 放課後児童育成事業の実施場所は市域全体に広がるため、原則として参加者が集まりやすい所を確保すること。

(2) 別添の仕様書その 2 に定められた定員の下限が収容できる会場を必ず確保し、できる限り上限の定員が収容できる会場確保に努めること。

なお、受託者で調整を図った会場が満室状態であることが明らかであり、予定していた会場が確保できず、事業の遂行に支障が生じる状況である場合等は、委託者と協議すること。

(3) 使用料がかかる会場については、各会場の規定に従って支払いを行うこと。

(4) 心肺蘇生法、応急処置法は、日本赤十字社神奈川県支部の講習室等で実施すること。

(5) 「防災」は、横浜市民防災センターで実施すること。

## 6 委託業務内容

- (1) 以下の業務を行うため、複数名の担当者をおくこと。また、専任、兼任は問わないが、委託者及び研修講師との連絡調整窓口として1名の総括担当者を置き、年間を通じて研修プログラム全体の進捗管理及びコーディネートを行う。
- (2) 研修講師の確保等
  - ア 別添の「仕様書その2」に定められた講座内容及び講師の条件に基づき、各講座の講師を確保すること。適当な講師が選定できないときは、委託者と協議すること。  
ただし、委託者が講師を指定する講座については、委託者の指示に従うこと。
  - イ 各講座の講師を選出し、各講師への依頼文を送付すること。
  - ウ 依頼する講師は、放課後児童育成事業の概要や、現場の課題等を理解していることが望ましいが、そうでない場合は、事前に十分な事業説明を行うこと。
  - エ 講師が放課後児童育成事業の理解を深めるため、現場視察を求めるときには、担当課と相談の上でその調整を行うこと。
  - オ 講師に対して、研修の趣旨及び依頼する講座の内容・対象者を事前に説明し、研修当日の進行、会場レイアウト、使用する資料・機材等に係る打ち合わせを行うこと。
  - カ 事例検討会については、講師と事前に十分打合せを行い、事前に参加者にアンケートを行う等、必要な準備を行うこと。
- (3) 研修会場及び機材の手配
  - ア 各講座を担当する講師の都合を確認した上で、別添の「仕様書その2」に定められた募集人数に基づき、研修会場及び当日使用する機材を手配すること。
  - イ 可能な限り、市内各方面からのアクセスがよい会場を確保すること。ただし、同一研修を複数回開催する場合は、方面別に会場を確保することを妨げない。
- (4) 研修参加者の受入準備
  - ア 各事業の運営主体宛に、令和2年4月中に研修年間予定表（仕様書その2）を送付すること。
  - イ 委託者が提供する宛先一覧を参照の上、各講座の開催通知を、通知の中で一番開催が早い講座の1か月前までを目安に、郵送またはEメールによる通知を行うこと。郵送する際は、横浜市の封筒を使用すること。事業所の連絡先および封筒の交付時期については、委託者と別途協議すること。
  - ウ 年度の途中で事業所数が増加した場合は、年度途中の通知から含めること。
  - エ 各講座への応募締切日については、各講座開催日の2週間前とする（当該締切日が祝日の場合は、翌平日を締切日とする）。締切後の申込に係る問い合わせがある場合は、講座の空き状況に応じて受講の調整等の対応を行うこと。
  - オ 研修日程の通知頻度は概ね2か月に1回行うこと。
  - カ 参加者名簿を作成し、名簿には、事業所の種類、所属事業所名、受講者の氏名及び職種を記入すること。
  - キ 定員を超えて応募があった場合、複数名応募している団体に人数調整をはかる等の対応を行い、参加不可となった申込者にはその旨を通知すること（「7 受講調整方法」参照）。
  - ク グループ分けを要する講座については、講師と分け方を協議の上、グループ名簿を作成すること。

ケ 「仕様書その2」に連続講座と記載があるものについては、全日程参加することを原則として通知を行うこと。

(5) 研修当日の進行管理

ア 会場設営、講師対応（使用機材の操作、飲み物の手配等）、受講者対応（受付、資料配付、当日のキャンセル対応等）、司会進行、質疑応答及びグループ発表の記録、会場片づけ等を行うこと。

イ グループ分けを要する講座については、当日欠席者が多い場合等は、適宜人数調整を行い、円滑に議論が行えるよう配慮すること。

ウ 各回の講座終了時に各受講者へ受講証明書を交付すること。ただし、2日間連続講座については2日間ともに出席した者について、2日目の講座終了時に各受講者へ受講証明書を交付すること。受講証明書の記載内容及び構成は、発行する前に委託者と事前に協議すること。

エ 受講者から、各講座の受講証明の再発行を求められた場合は、受託者の管理する当該講座の受講者一覧で受講確認ができるものに限り、再発行に応じること。

(6) 各講座終了後の提出資料等について

各講座の終了後に受講者へアンケート調査を実施し、出席者名簿、アンケートの集計結果、講義資料（但し、講師の了解が得られないものは除く）及び配付資料を各講座の翌日から起算して21日以内に委託者及び講師に提出すること。アンケート様式については別途委託者と協議すること。

(7) 日本赤十字社講座の実費負担について

日本赤十字社に講師派遣の依頼をする「心肺蘇生法」、「応急処置法」については、当日使用する物品につき以下の実費負担が発生するので、留意すること。

ア 心肺蘇生法

(ア) 人工呼吸用フェイスシールド（36枚入り）2,000円×必要数

(イ) 訓練人形用成人肺 630円×必要数（4人で1つ）

(ウ) 消毒綿 180円（60枚入り）×必要数

イ 応急処置法

250円×参加人数分

(8) 夏期の運営期間について

7月20日頃から9月10日頃までの間は、各事業所において繁忙期であるため、研修を開催しないこと。

## 7 受講調整方法

(1) 定員を超える申込みがあった場合は、各事業所から1名のみとし、常勤職員を優先すること。

(2) そのほか、「仕様書その2」に別途対象者の記載がある場合は、それに従うこと。

(3) 研修を実施する日以前に、悪天候等により受講者が会場に到着するまでに危険を伴うことを事前に把握した場合は、委託者と協議のうえ、当該研修を延期すること。延期した場合は、速やかに研修申込者（または運営主体）へ連絡し、延期後の日程について案内すること。

## 8 成果物

(1) 半期ごと（4月～9月、10月～3月）に研修の進捗及び実績について上半期分は10月1日から3週間以内に、下半期分は3月末までに報告書を作成し、委託者に提出すること。なお、実績報告書の内容については次項に準ずる。

(2) 以下の書類を、履行期間内に1部提出すること。様式については指定しないが、以下に記載した内容を盛り込むこと。

### ア 報告書本文

講座内容及びアンケート結果の分析をふまえた研修プログラム全体の評価、翌年度に向けた改善提案を含むこと。

### イ 報告書別紙

各講座への団体ごとの参加状況一覧、各講座の参加者名簿（参加人数含む）、進行表、講義資料（但し、講師の了解が得られないものは除く）、配付資料、質疑応答・グループ発表の記録、及びアンケート用紙原本を含むこと。

なお、各講座への団体ごとの参加状況一覧、各講座の参加者名簿（参加人数含む）については、エクセルデータを提出すること。

### ウ 対象経費実績内訳書

本市が提示した「内訳書」に基づき、各講座ごとの実績を記載すること。なお、委託者が必要と認める場合は、積算根拠を求めることがあるので、根拠を明確にしておくこと。

## 9 その他

受託者は、業務の遂行に際して次の事項に従うこととする。

(1) 本仕様書に記載されていない事項については、横浜市が定める委託契約約款に従う。

(2) 業務の遂行に先立ち、横浜市と十分に事前協議を行い、実効的なスケジュールを作成した上で作業を開始する。

(3) 本契約にかかる成果物は、本市に帰属する。委託業務の成果物を、他の用途のために複製したり、第三者へ提供したりすることは禁止する。

(4) 受託者が、委託業務の履行に伴い、知り得た情報または知識を第三者に漏洩することは禁止する。

(5) 個人情報の取り扱いについては、個人情報取扱特記事項を遵守する。

問い合わせ先

横浜市中区港町 1-1

横浜市こども青少年局放課後児童育成課

担当 秦 電話 671-4446



講座名	時期	定員	時間	講師の条件	研修形式	内容・備考
<b>1. 放課後児童育成事業共通研修</b>						
<b>(1) 放課後事業の理念と児童理解</b>						
児童健全育成論	6～7月	150～200	2.0	児童健全育成推進財団の講師 または 児童健全育成について同等の知識・経験を有する人材	講義	健全育成の理念、具体的内容、現代の子どもの課題、健全育成上の放課後の意義
	2～3月	150～200	2.0			
こどもの人権	9～10月	100～150	2.0	小学校関係者(教職員、学校カウンセラー等)で、学齢期の児童のいじめに関して知識・経験を有する人材	講義	こどもの人権尊重、こどもの権利 こどもが考えている相手の価値観 こどもの人権に配慮した支援員としての役割
児童虐待の防止と対応	9～12月 (期間内に2回実施)	各回 180～200	2.0	小学校関係者(児童相談所職員等)で、学齢期の児童の虐待に関して知識・経験を有する人材	講義	児童虐待に関する法の理解 児童虐待を把握した際の対応
			2.0			
【2日間連続講座】 児童発達理論 ≪基礎編≫	6～7月	150～200	4.0	学齢期の児童の発達心理に関する専門家	講義	【2日間連続講座】 1日目: 幼児期から思春期までの定型発達とそれに応じた援助、発達段階から見える各年齢ごとの課題について。 2日目: 思春期の児童の発達心理、性の問題への対応方法(第二次性徴期・成長期の特徴について。)
【2日間連続講座】 児童発達理論 ≪応用編≫	11～2月	50	4.0	学齢期の児童の発達心理に関する専門家	事例検討会	【2日間連続講座】(事前課題あり) 思春期を迎える児童への対応など、各事業での事例を基に受講者同士での事例検討・考え方の共有
<b>(2) 児童の安全</b>						
児童の健康	6～7月	150～200	2.0	学齢期の児童の健康に関する専門家	講義	学齢期の児童が夏期にかかりやすい病気の症状と基本的な対応方法
	10～11月	150～200	2.0	学齢期の児童の健康に関する専門家	講義	学齢期の児童が冬期にかかりやすい病気の症状と基本的な対応方法
事業所の衛生管理	10～11月	150～200	2.0	学齢期の児童の健康に関する専門家	講義	活動場所における感染症(主にノロウイルス・インフルエンザ)対策
アレルギーへの対応	6～7月	各回 180～200	2.0	みなと赤十字病院 アレルギーセンター医師	講義・実技	①アレルギー全般についての基礎知識 ②アレルギー事故を防止するための対応方法 ③エピペン使用方法の習得
	9～10月		2.0			
心肺蘇生法	5～7月 (期間内に3回実施)	各回 40	2.0	日本赤十字社神奈川県支部の講師	実技	こどもの心肺蘇生法、AEDの使い方等 (6月～7月に実施するうちの1回は、非常勤職員を中心とした講習会とする)
			2.0		実技	
			2.0		実技	
	9～10月 (期間内に2回実施)		2.0		実技	
			2.0		実技	
			2.0		実技	
応急処置法	5～7月 (期間内に3回実施)	各回 40	2.0	日本赤十字社神奈川県支部の講師	実技	学齢期児童に多く見られる事故の特徴、事故防止のポイント、手当の仕方 (6月～7月に実施するうちの1回は、非常勤職員を中心とした講習会とする)
			2.0		実技	
			2.0		実技	
	9～10月 (期間内に2回実施)		2.0		実技	
			2.0		実技	
			2.0		実技	
防犯	9～10月	120～150	2.0	警察関係者または防犯に関する研修を実施している団体の職員	講義・実技	①事業所内での子どもの安全について ②事業所の防犯チェックポイント ③不審者侵入時の対応シミュレーション ④防犯訓練の方法や内容 ⑤内部犯行を抑止する効果的な方法
防災(風水害対策講話)	6～7月	各回 60	2.0	横浜市民防災センターの講師	講義・体験	地震・暗闇・煙の体験と基本的対応のシミュレーション(30×2グループ)および災害時の行動・情報収集等の防災講話(防災講話は、地震に関する講話と、風水害に関する講話が各1回ずつ)
防災(地震対策講話)	10～11月					

講座名	時期	定員	時間	講師の条件	研修形式	内容・備考
<b>(3) 障害理解</b>						
障害理解(発達障害編)	9~12月 (期間内に2回実施)	各回 80~ 100	4.0	障害の種類や対応例に詳しい療育 専門機関等の講師	講義	【2日間連続講座】 発達障害および自閉症についての理解、 具体的対応方法についての講義
			4.0		講義	
障害理解(応用編) (現場責任者級の職員推奨)	9~1月 (期間内に3回実施)	各回 50	4.0	障害の種類や対応例に詳しい療育 専門機関等の講師	講義・グル ープワーク	【2日間連続講座】現場責任者として、障害 のある児童の対応において行うべきこと、 留意すべきこと 他の児童との対応の公平性を保つために 心がけること
			4.0		講義・グル ープワーク	
			4.0		講義・グル ープワーク	
<b>(4) 児童との関わり</b>						
こども対応(個別・集団)援助技 術(従事年数が5~10年程度の 職員推奨)	9~10月	80~ 100	4.0	児童との関わりやコミュニケーシ ョン方法について知識・経験を有す る人材	講義・ 演習	【2日間連続講座】児童への寄り添い方、向 き合い方、しかり方 集団生活における児 童たちとの関わり
遊びの技術(室外編)	9~10月	60~ 100	2.0	横浜市教育委員会指導主事で、公 園や校庭、体育館における学齢期 児童の集団遊びの技術を指導でき る人材	講義・ 実技	子どもの運動発達、比較的 <b>広い場所・大人 数</b> での遊びの導入方法と展開について。 <b>各 事業所での遊び方の共有(事前課題あり)</b>
遊びの技術(室内編)	11~12月	60~ 100	2.0	室内における学齢期児童の集団遊 びの技術を指導できる人材	講義・ 実技	子どもの運動発達、比較的 <b>狭い場所・少人 数</b> での遊びの導入方法と展開について。 <b>各 事業所での遊び方の共有(事前課題あり)</b>
表現活動(音とリズム)	11~12月	60~ 100	2.0	学齢期児童の音とリズムによる表 現活動を指導できる人材	講義・ 実技	音とリズムによる表現方法や子ども同士 の絆を深めあう方法を学ぶ
表現活動(作品づくり)	1~2月	60~ 100	2.0	学齢期児童の工作・絵描きを通じ た表現活動を指導できる人材	講義・ 実技	身近なもので作れるモノ 工作・絵描き等を通じて表現方法を学ぶ
表現活動 (こどもの社会的スキル)	1~2月	60~ 100	2.0	横浜市教育委員会指導主事で、横 浜プログラムについて知識を有す る人材	講義・ 実技	横浜プログラムについて理解する。また、 横浜プログラムを実践し、体感すること で、こどもの社会的スキルの内容を学ぶ
<b>(5) 職員の健康管理</b>						
職員のメンタルヘルス・セルフケ	1~2月	50~ 80	2.0	メンタルヘルスケアの知識・経験を 有する人材	講義・ 実技	ストレスの要因・対処方法、感情のコント ロール方法、ポジティブシンキング
<b>(6) 食の安全</b>						
おやつ (栄養管理、衛生管理)	11~12月	100	2.0	①おやつに詳しい栄養士 ②食品衛生管理の専門家	講義	①学齢期の子どもの発育とおやつ ②おやつ調理時の衛生管理で注意する点 ③市販品を使ったおやつ提供について ④食物アレルギーについて
<b>2-1. 放課後児童クラブ職員研修</b>						
対人関係・連携						
学校との関わり・連携	6~7月	36~ 50	2.0	本市放課後施策を理解し、学校組 織についての知識を有している放 課後児童クラブのスタッフ、放課後 児童クラブとの連携が活発な小学 校の校長、教諭等	講義・ グル ープ ワーク	小学校の概要理解 放課後児童クラブと学校が連携する意義 学校とつながりを持ち、相互理解を深める 手法
<b>2-2. 放課後キッズクラブ職員研修</b>						
対人関係・連携						
保護者との関わり・連携	11~12月	36~ 50	4.0	<b>保護者連携が活発な</b> はまっ子ふれ あいスクールや放課後キッズクラ ブのスタッフ、放課後児童クラブの 職員等	講義・ グル ープ ワーク	【2日間連続講座】【はまっ子チーフも対象】 パートナーシップ構築のため、保護者とコ ミュニケーションをとる際に大切にす る視点、保護者と連携した児童育成の 方法、保護者対応の際に心がけること
学校・地域との関わり・連携	11~12月	36~ 50	2.0	<b>地域連携が活発な</b> はまっ子ふれ あいスクールや放課後キッズクラ ブのスタッフ、放課後児童クラブの 職員等	講義・ グル ープ ワーク	【はまっ子チーフも対象】 パートナーシップ構築のため、学校関係 者とのコミュニケーションの際に大切 にする視点、地域とつながる意義、地 域や学校と連携した活動の事例紹介

## 委託契約約款

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部完了（設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物の引渡しを含む。以下同じ。）し、委託者は、その契約代金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(内訳書及び工程表)

第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。

- 2 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、設計図書に基づいて、工程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

- 3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 受託者は、この契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めるときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下この条において「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。

- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしなにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受託者は、契約の履行の目的物（契約を履行する上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしなにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定にかかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表することができる。

5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。

6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。

（一括委任又は一括下請負の禁止）

第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。

（特許権等の使用）

第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（特許権等の発明等）

第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象となるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しなければならない。

2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（現場責任者等）

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を定め、契約締結後5日（横浜市の休日を定める条例（平成3年12月横浜市条例第54号）第1条第1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、その氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も

同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。

3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなければならない。

（監督員）

第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限（他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。）に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。

2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査

3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。

4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める監督員の権限は、委託者に帰属する。

（履行の報告）

第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。

（材料の品質、検査等）

第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料については、中等の品質を有するものを使用しなければならない。

2 受託者は、設計図書において委託者の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。

3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第12条 委託者から受託者に支給する材料（以下「支給材料」という。）及び貸与する機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に適当でないことを認めるときは、受託者は、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。

4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。

5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求めることができる。

6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。

7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第2項の検査により発見することが困難であった隠れたかきがあり、使用に適当でないことを認めるときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。

この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。

10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に定めるところにより、委託者に返還しなければならない。

11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。

12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、委託者の指示に従わなければならない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合において、委託者が、再履行その他の措置を請求したときは、これに従わなければならない。

2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(条件変更等)

第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委託者に通知し、その確認を求めなければならない。

(1) 設計図書の表示が明確でないこと（設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。）。

(2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。

(3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期することのできない特別の状態が生じたこと。

2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及び受託者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を訂正し、又は変更しなければならない。

(1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。  
、設計図書を訂正する場合

(2) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の履行の内容の変更を伴うもの

(3) 第1項第2号又は第3号に該当し、設計図書を変更する場合で、契約の

履行の内容の変更を伴わないもの

- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額について必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

第20条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

第21条 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。

- 3 第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する

ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額（契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後委託代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当となったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （臨機の措置）

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
  - 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないことと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

#### （一般的損害）

第24条 契約の履行について生じた損害（次条第1項又は第2項に規定する損害を除く。）は、受託者の負担とする。ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。

#### （第三者に及ぼした損害）

第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）を及ぼしたときは、委託者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者がこれを負担しなければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議してその処理解決にあたるものとする。

#### （契約代金額の変更に代える設計図書の変更）

第26条 委託者は、第12条第7項（同条第9項後段において準用する場合を含む。）、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### （中間検査）

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、委託者の検査を受けなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。

3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。

4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかったときは、中間検査の結果について異議を申し出ることができない。

(完了検査)

第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければならない。

3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を超過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

(完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。(前金払)

第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるところにより、委託者に対して、部分払を請求することができる。

2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。

3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。

4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をするための検査を行わなければならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が負担しなければならない。

5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前2項の規定を適用する。

6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行を一時中止することができる。この場合においては、受託者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。

2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(かし担保)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物にかしがあるときは、



受託者に対して当該かしの修補又は当該修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、委託者は、当該修補を求めることができない。

- 2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、契約の履行の目的物の引渡しの日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受託者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は、10年とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について設計図書で別段の定めをした場合は、その図書の定めるところによる。
- 4 委託者は、契約の履行の目的物が第1項のかしにより滅失し、又はき損したときは、前2項に定める期間内で、かつ、委託者がその滅失又はき損の事実を知った日から6箇月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、契約の履行の目的物のかしが支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受託者がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅延の場合における損害金等)

第35条 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了することができない場合においては、委託者は、損害金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、年5パーセントを乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）とする。この場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額（以下「契約代金の総額」という。）と読み替える。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(談合等不正行為に対する措置)

第35条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。

- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「受託者等」という。）が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）又は独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令（独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。）により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合（この契約が示された場合を除く。）において、当該期間にこの契約の入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。

3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(委託者の解除権)

第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき理由により履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は履行期間経過後相当の期

間内に契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにな  
いと認められるとき。

- (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
- (4) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又  
は認可等を失ったとき。
- (5) 前4号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その  
違反によりこの契約の目的を達することができないと認  
められるとき。
- (6) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められ  
る相当の理由があるとき。
- (7) 第38条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申  
し出たとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第36条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、  
受託者は、契約代金額の10分の1に相当する額を違約  
金として委託者の指定する期間内に支払わなければなら  
ない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期  
継続契約においては、この条における契約代金額を、  
契約代金の総額と読み替える。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合
- (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責  
めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行  
不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項  
第2号に該当する場合とみなす。

- (1) 受託者について破産法（平成16年法律第75号）の規定  
による破産手続開始の決定があった場合において、同  
法の規定により選任された破産管財人
- (2) 受託者について会社更生法（平成14年法律第154号）  
の規定による更生手続開始の決定があった場合におい  
て、同法の規定により選任された管財人
- (3) 受託者について民事再生法（平成11年法律第225号）  
の規定による再生手続開始の決定があった場合におい  
て、同法の規定により選任された再生債務者等

第36条の3 委託者は、この契約に関して、受託者が第35条  
の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することが  
できる。

第36条の4 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又  
は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当する  
ときは、この契約を解除することができる。

- (1) 横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第  
51号。以下、本条において、「条例」という。）第2条  
第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）、  
条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下、「暴力  
団員等」という。）、条例第2条第5号に規定する暴力  
団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員  
等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第  
75号）第23条第1項又は第2項に違反している事実が

あるとき。

(3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、  
原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方  
が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知り  
ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の  
いずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料  
の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第  
3号に該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対  
して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかつ  
たとき。

2 受託者が共同企業体の場合にあつては、前項の規定は  
その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用  
する。

3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合に  
おいては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する  
額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ  
ればならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく  
長期継続契約においては、この条における契約代金額を、  
契約代金の総額と読み替える。

4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるとき  
は、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

第37条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第36条、  
第36条の3及び前条第1項に規定する場合のほか、必要が  
あるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定によりこの契約を解除したこと  
により受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しな  
なければならない。

(受託者の解除権)

第38条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、  
この契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金  
額が3分の2以上増減（消費税等率の変動に伴う金額の  
増減は含まない。）したとき。

(2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間  
の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは、  
6月）を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部  
のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行  
が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除され  
ないとき。

(3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契  
約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に  
おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請  
求することができる。

(解除に伴う措置)

第39条 委託者は、第36条から第38条までの規定によりこの  
契約が解除された場合においては、契約の履行の完了部分

を検査の上、当該検査に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受託者の負担とする。

2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額（第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。

(1) 解除が第36条、第36条の3及び第36条の4の規定に基づくとき。 当該余剰金に、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額（計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）の利息を付した額

(2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 当該余剰額

3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件（下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。

6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。

(1) 解除が第36条、第36条の2及び第36条の3の規定に基づくとき。 委託者が定める。

(2) 解除が前2条の規定に基づくとき。 受託者が委託者の意見を聴いて定める。

8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第40条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。

（相殺）

第41条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺することができる。

（概算契約）

第42条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約（以下この条において「概算契約」という。）にあつては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあつては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は

内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

- 2 概算契約においては、第35条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第43条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号）（水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。）の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とは協議して定める。